

第185回秋田県都市計画審議会議事録

1 日 時 令和4年12月26日(月)13時30分～15時10分

2 場 所 秋田県議会棟 1階 大会議室

3 議事案件等

- (1) 議案第3号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について(特定行政庁秋田県知事)
- (2) 議案第4号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について(特定行政庁秋田市市長)
- (3) 議案第5号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について(特定行政庁秋田市市長)
- (4) 議案第6号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について(特定行政庁秋田市市長)

4 出欠の状況

(1) 出席委員(11人)

山口邦雄、佐々木吉秋、ヨンキムフオンロザリン、木元慎一、谷川原郁子、
東北地方整備局長代理 木越養一、東北運輸局長代理 玉田紀之、
秋田県警察本部長代理 小松一志、佐藤信喜、鳥井修、冨田義行

(2) 欠席委員(5人)

進藤政弘、相沢陽子、坂本修、田口知明、鈴木健太

5 議事の概要等

(1) 資料確認、あいさつ、会長及び会長代理の選任

佐藤幹事

定刻となりましたので、ただ今から秋田県都市計画審議会を開催いたします。本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、適宜換気を行った上での開催とさせていただきますので、御了承のほどお願いいたします。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。本日は、「配席図」、両面の「委員名簿・幹事名簿・説明者名簿」、「秋田県都市計画審議会条例・運営規程」、「当日説明資料1～5」をお配りしております。

議案書につきましては、事前に紙媒体での受領を御希望された方には、あらかじめ郵送し、本日御持参していただくようお願いしていたところですが、お持ちでない場合は、挙手によりお知らせください。よろしいでしょうか。

本日御審議いただきたい案件は、議案第3号から議案第6号までの4件ございますが、いずれも建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築物の敷地の位置の許可についてであります。このうち、議案第3号は、特定行政庁秋田県知事、議案第4号、議案第5号及び議案第6号は、特定行政庁秋田市市長となっております。

それでは、開会に先立ちまして、秋田県建設部部長の田中から御挨拶申し上げます

田中幹事

秋田県建設部部長の田中でございます。本日はお足元の悪い中、さらに年末という本当に

お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、我々の秋田県政、とりわけ都市計画行政に対して、御理解、御協力を賜っており、この場をお借りしまして、感謝申し上げます。

年末ということで1年を振り返りたいと思いますが、今年も、年未年始頃から雪が降り続き、秋田県でも除雪費が過去最大となるほどの大きな積雪となったところでございます。

一方で夏になると、8月に非常に長引く水害があり、県管理河川でも13もの河川が氾濫するなど、非常に大きな被害となったところでございます

そういったことで、やはり災害への対応が、ますます必要とされるようになってきたと感じた1年でした。

一方で、ここ数年はコロナ禍ということで中止となっていた祭りが、およそ3年ぶりに復活した1年でもありました。一部制限はありましたが、竿灯祭りや花火大会など、色々なところで祭りが復活し、世の中が元気を取り戻しつつあるのではないかと感じたところでございます。

そういった1年でしたが、我々の関係で一番大きな出来事として、あきた芸術劇場ミルハスの開館がでございます。県民の皆様の関心も非常に高く、秋田市の中心市街地の活性化にも非常に貢献しているのではないかと感じているところでございます。

コロナ禍のピーク時は街中にほとんど人がいないという時期もありましたが、現在はイベントがあるときには非常に多くの方がいらっしゃいますし、宿泊される方も多く、秋田市ではホテルがほぼ満室で予約できない時期もあるように伺っております。そういったことから、非常に活性化しているということが感じられるところです。

また、最近では、洋上風力というのも非常に大きな活性の起爆剤になっているのではないかと感じられるところです。

つい先日、国内で初めての港湾区域での商業運転が能代港で始まり、また、先日は世界洋上風力サミットが秋田市で開催され、日本のみならず世界的にも秋田が非常に注目されているところでございます。

秋田県はここ何年も、人口減少率がワーストということで非常に暗い話題ばかりでしたが、そういった意味では非常に明るい兆しも出てきたのかなと感じているところでありますので、都市計画、まちづくりの観点からもしっかりと貢献していきたいなというところでございます。

本日のテーマは先ほど言いましたように、建築基準法第51条ただし書きの関係ということで、産業廃棄物の処理施設の敷地の位置の許可についてでございます。

循環型社会の構築に当たっては、非常に重要なテーマだと思っておりますので、本日はぜひ、各専門の立場の皆様から、忌憚のない御意見をいただければと考えております。

長くなりましたが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

佐藤幹事

続きまして、秋田県建設部都市計画課長の鈴木から、新たに委員に御就任いただいた方を御紹介します。

鈴木幹事

都市計画課長の鈴木と申します。このたび学識経験委員の任期満了に伴いまして、委員の変更がございましたので、前回から変更のありました委員について御紹介させていただきます。

環境衛生の分野から、秋田大学大学院医学系研究科 助教のヨン キム フォン ロザリン 委員です。

ロザリン委員

よろしくお願いいたします。

鈴木幹事

以上となります。

なお、ロザリン委員以外の委員につきましては、御承諾の上、引き続き委員に御就任いただいております。

佐藤幹事

次に、会長の選任についてお諮りしたいと思います。会長選出までの間、秋田県建設部部長の田中幹事が会の進行を務めさせていただきます。

田中幹事

建設部部長の田中です。しばらくの間、会の進行を務めさせていただきます。

今回は、学識経験委員の任期満了に伴い、改めて会長を選任する必要があるため、お諮りするものです。

本審議会の会長につきましては、秋田県都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、学識経験委員の中から定めることとされており、いかが取り計らいでしょうか。

木元委員

都市計画が御専門の山口委員に、引き続きお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

田中幹事

ただ今、木元委員から山口委員を御推薦いただきましたが、委員の皆さま、いかがでしょうか。

【異議なしの声】

田中幹事

皆さまから御同意をいただきましたので、山口委員に会長をお願いいたします。

秋田県都市計画審議会運営規程第5条の規定により、会議の議長は、会長を務めることになっております。以後の会議の進行は、山口会長をお願いいたします。

山口会長

皆様こんにちは。秋田県立大学の山口でございます。

前期に引き続き、会長ということで承りましたのでよろしく申し上げます。

まずは会長代理の指名を行います。秋田県都市計画審議会条例第4条第3項に基づき、会長に事故があるときに会長の職務を代理する委員を、学識経験委員の中から会長があらかじめ指名することになっております。

つきましては、会長代理は木元委員をお願いしたいと思いますですがよろしいでしょうか。

木元委員

はい。

山口会長

それではよろしく申し上げます。

(2) 開会、議案署名人指名

山口会長

それでは、ただ今から第185回秋田県都市計画審議会を開会します。

はじめに定足数の確認についてですが、本日の審議会は、委員の2分の1以上の出席が

ありますので、秋田県都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達していることを御報告いたします。

次に、秋田県都市計画審議会運営規程第9条第2項に基づく議事録署名委員2名の指名についてですが、今回の議事録署名委員は、ロザリン委員と木元委員にお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

ロザリン委員、木元委員

はい。

山口会長

よろしく申し上げます。

(3) 報告事項

山口会長

続きまして、前回の付議議案の処理状況について、事務局から報告をお願いします。

佐藤幹事

報告いたします。議案書の資料を表紙から2枚めくっていただきますと、前回の審議会において議決していただいた議案の処理状況を記載しております。

まず、「令和4年度 議案第1号 由利本荘都市計画道路の変更について」ですが、長期未着手路線の解消等を目的とした都市計画道路の見直しのため、所要の変更、車線数の決定が必要となりました。この都市計画道路は、県管理道路について本審議会に付議したものです。

本審議会での答申を受けまして、この変更を都市計画決定し、その旨を令和4年8月30日付け秋田県告示第367号で告示されております。

続いて、「議案第2号 湯沢都市計画道路の変更について」ですが、道の駅おがちと雄勝こまちICのアクセス改善及び長期未着手路線の解消等のため、都市計画道路区域と起点位置の変更、所要の変更、車線数の決定が必要となりました。この都市計画道路は、県管理道路について本審議会に付議したものです。

本審議会での答申を受けまして、この変更を都市計画決定し、その旨を令和4年8月30日付け秋田県告示第368号で告示されております。

以上になります。

山口会長

ありがとうございます。それではただ今の説明について、何か御意見、御質問ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

質問等ないようですので、続きまして議案の審議に入ります。

「議案第3号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田県知事）」、事務局から説明してください。

(4) 議案第3号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について（特定行政庁秋田県知事）

清水幹事

私からは、議案第3号の説明に入る前に、本日配付しております、右に概要資料と記載している「建築基準法第51条ただし書きの許可について」と題した資料により、全体の流れを御説明いたします。

資料はこちらとなっております。もしくは、画面の方に投影しておりますので、御参考としていただければと思います。

建築基準法第51条では、都市計画区域内における卸売市場、汚物処理場といった、四角枠で囲った施設については、都市計画において、その位置を決定しなければ、新築または増築できないという規定がございます。

今回の議案は、政令で定める下表のいずれかの施設に該当することから、県都市計画審議会の議を経ることで、特定行政庁からの許可となります。

なお、産業廃棄物処理施設は、都市計画運用指針において、排出者の責任において配置されるものと解釈されていることから、都市計画決定という手法ではなく、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、県都市計画審議会の議を経ることで、特定行政庁の許可を得ることが主流となっております。

2ページ目には根拠法を記載しておりますので、参考としてください。

それでは引き続き資料の3ページ目を御覧ください。「審査の観点」について御説明申し上げます。

当審議会での判断要件としては3点記載しております。

1点目としては、「都市計画との整合性」との確認になります。これは、用途地域の指定がある場合は、工業系の用途を基本とし、指定がない場合は、将来においても市街化の見込みがない地域であることを確認しております。

2点目として、「敷地の周辺状況」の確認となります。

3項目ございまして、一つ目が、大型車両の通行に支障がなく、渋滞の要因にならない道路幅員が確保されていること。

二つ目には、災害の発生する恐れが高い区域での設置は望ましくないことです。

三つ目には、敷地の周辺100メートルの範囲内に教育文化施設、医療施設、福祉施設がないことです。

3点目として、「環境部局の事前協議完了の報告」を受けていることです。

これは事業者が廃棄物処理施設を設置する場合、都市計画審議会の議を経る前に、環境部局との協議が完了していることを確認します。

続きまして、裏面にある「手続きの流れ」について御説明申し上げます。

4ページ目を御覧ください。

産業廃棄物処理施設設置における手続きの流れは、左側による都市計画の決定による方法と、右側の建築基準法第51条ただし書きによる許可の二通りの方法があります。今回は右側の流れとなっております。

流れとしましては、廃棄物処理施設を設置する事業者が計画案を作成し、事前に廃棄物処理施設設置許可の権限を有する環境部局で協議を行い、協議審査が完了したことが事前協議完了通知書として事業者へ通知されます。

次に事業者は、事前協議完了通知書をもって、建築部局へ申請し、審査が始まります。

建築部局は、当審議会への付議を行い、議を経た後に特定行政庁の建築許可をする。こういった手続きの流れとなっております。

なお、参考までに、5ページ目に産業廃棄物と一般廃棄物の一覧の資料を添付しておりますので、参考としていただけますようお願いいたします。

それでは議案に入る前に、資料の7ページ目を御覧ください。

本日御審議いただく議案について、全県位置図を示しております。

特定行政庁である県から1件、秋田市から3件、計4件の御審議をいただく形となっております。

それでは早速、第3号議案について御説明申し上げます。めくっていただき、資料の8ページ目を御覧ください。

申請者は株式会社エコリサイクル。場所は大館市花岡町となっており、廃プラスチック類の破碎施設の増築申請となっております。

裏面、次の右側の面を御覧ください。

先ほど説明した3つの観点について、要約しております。

詳細についてはこの後、県建築住宅課から説明がございます。

一つ目の都市計画との整合性ですが、用途は都市計画区域の白地であります。既存敷地内での増築であること、そういった面から土地利用の問題はなく、将来的にも開発の見込みがないことは確認しております。

二つ目の における道路は整備済み。

の申請位置として、災害ハザードを確認しましたが、右の図の示すとおり、一部に地すべり地域が隣接しておりますが、当該敷地内には、該当しておらないということを確認しております。

また、 の敷地周辺には文教施設等がないことを確認しております。

最後に、三つ目の環境部局の事前協議完了の報告につきましては、議案第3号議案は令和4年11月21日付、大館保健所から完了していることを確認しております。

以上のことから、都市計画の観点について問題ないことを確認しておりますが、引き続き詳細について、県建築住宅課から御説明申し上げます。準備をいたしますので少々お待ちください。

奥山幹事

秋田県建築住宅課の奥山と申します。私から議案3号について説明させていただきます。着座して説明させていただきます。

本議案は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、建築物の敷地の位置に関する許可の議案です。

申請者は株式会社エコリサイクル。申請施設は廃プラスチック類の破碎を行う、産業廃棄物処理施設となります。

申請地は大館市花岡町字堂屋敷で大館都市計画区域内に位置しております。

今般、都市計画区域内において産業廃棄物処理施設を増築するに当たり、許可を必要とするものです。

議案の説明に先立ちまして、廃棄物処理施設を新設する場合の県の審査体制等について説明させていただきます。

廃棄物処理施設を建築する場合、様々な法律に適合させる必要がありますが、主な規制としては廃棄物処理法と建築基準法があります。

廃棄物処理法については環境部局が、建築基準法については建設部局がそれぞれ審査を行いまして、許可手続きが円滑に進むよう連携をとって対応しております。

具体的には、環境部局が設置許可申請書を受理した際に、建設部局に情報提供を行いまして、それぞれが所管する法律に基づいて連携して許可を行うという体制をとっております。

議案の廃棄物処理施設に関する環境部局の審査状況でございますが、スクリーンの赤点線の部分になります。今回は正式な事前協議という手続きではないんですけども、事前に申請書の内容等を確認した上で産業廃棄物設置許可申請書を令和4年11月21日付けで受理しております。

なお、環境部局では主に、立地に関する基準、構造に関する基準、維持管理に関する基準、能力に関する基準の4点について審査を行っております。

次に建設部局で審査する範囲ですが、今度はスクリーンの左側、オレンジ色の部分に示した、都市計画との整合性、敷地の周辺の状況、環境部局で事前協議が行われてるかの確認になります。

なお、建築基準法で規定する防火、構造、避難等の規定については、法第51条の許可がなされた後に行われる建築確認申請において、建築主事等が確認するという流れになっております。

それでは具体的に内容の説明をさせていただきます。

本件の処理施設は家電リサイクル法に定める使用済み家電、エアコン、テレビ、冷蔵庫冷凍庫、そして洗濯機のほかに、OA機器や携帯電話等のいわゆる小電などの再資源化を行う中間処理施設になります。

産業廃棄物の分類的には廃プラスチックの破碎施設ということになります。

本施設は平成14年12月に県都市計画審議会の同意を得まして、その後建築許可を得て操業しており、今般の事業計画の変更に伴いまして、破碎設備の増設並びに上屋の建設を行うものです。

後程詳しく説明いたしますが、鉄骨2階建て、建築面積約1,017平米、延床面積1,217平米の建物を、第3工場として、真ん中の黄色いところに建築する計画となっています。

増設する破碎機は1日当たり99.2トンの処理能力を有する縦型回転式破碎機となります。

増築後の処理能力は1日当たり208トン、現在の能力の約1.9倍ということになります。

なお、処理能力は、設置許可申請書に記載されている、8時から24時を稼働時間として算出しておりますが、実際の作業時間は8時から17時になっております。

次に根拠法令について説明いたします。

建築基準法では第51条の規定により、都市計画区域内における卸売市場、火葬場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物等の位置を制限しています。

法第51条前段のその他政令というのは建築基準法施行令第130条の2の2のことをいいますが、第2号イによりまして廃棄物処理法施行令第7条に規定される「産業廃棄物処理施設」が位置の制限を受ける施設ということになります。

本件の処理施設は1日当たり208トンの処理能力を有しますので、位置の制限を受ける施設ということになります。

法第51条後段の政令というのは建築基準法施行令第130条の2の3を示しており、位置に対する制限の緩和が規定されています。

本件は前回の許可から1.9倍の処理能力ということになりますので、制限の緩和の対象外ということになります。

また、廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、都市計画法第15条第1項第5号及び同施行令第9条第2項第7号の規定により「都道府県」になりますので、秋田県都市計画審議会の議を経ることになっております。

以上のことから建築基準法第51条ただし書きによる許可に係る手続きについて、県の都市計画審議会に付議させていただくものでございます。

次に敷地の概要及び周辺環境について御説明いたします。

敷地は大館市の北部にある花岡町字堂屋敷に位置しておりまして、都市計画上は、大館都市計画区域の用途地域の指定がない地域ということになります。

なお、事前に大館市に確認しましたが、土地利用上の齟齬はなく、今後も市街化傾向のない場所であり、市が推進する都市計画の支障になるものはないという御意見をいただいております。

敷地の周辺の状況です。赤線が敷地の境界線、緑色の線が敷地境界から100メートルの区域、青色が当該施設から半径500メートルの区域ということになります。

周辺100メートル以内にある土地は、全て同社のグループ企業である「DOWAエコシステム株式会社」が所有しておりまして、それをエコシステム秋田株式会社が借用しているということになります。

敷地の北東にはエコシステム秋田の廃油処理工場が、西側には同社の焼却工場が立地しています。

敷地の周辺の写真になります。こちらは前面道路の大館市道を撮影した写真になります。幅員は8メートルになります。

写真のY字路を右側に進みますと、施設の方の入口に向かうということになってございます。

同じく市道の写真です。

写真の敷地西側の写真ですが、通用口として施設関係者が主に利用しています。

敷地の西側及び北側の写真です。敷地の南側の写真です。

法面の下に見えますのが市道になります。

敷地の東口、東側及び出入口の写真になります。

敷地の周囲は基本的には雑木林になっております。

次に、施設の配置計画について説明いたします。

廃棄物、運搬車両、来客者などは、幅員 8 メートルの敷地内の通路を通りまして、出入口から入ります。

本計画は敷地の中央に現在ある厚生棟というものを解体し、その跡地に、新たに導入する破砕機や選別機等の上屋を建設するというものです。

新たに建築する第 3 工場は鉄骨 2 階建てになりまして、面積は先ほども申したとおり、建築面積が 1,017 平米、延床面積が 1,217 平米であり、増築後は、全て合わせると建築面積が 7,819 平米、延床面積が 8,161 平米ということになります。

予定建築物の詳細につきましては、A 3 の資料の 18 ページから 22 ページに、平面図、立面図、断面図及び機器のレイアウトを記載してありますので、御確認いただければと思います。

続きまして処理工程になります。

受入しました使用済みの家電等は、受入保管設備棟というところに一時保管しまして、その後処理計画に基づいて、手作業によってパーツや部品別に、まずは分離分解します。

エアコン、冷蔵庫、衣類乾燥機等に含まれるフロンガスは回収設備で回収し、グループ会社へ送られて、そこで処理されます。

その後、分離分別されたパーツ等は、出荷可能なものはそのまま売却しまして、破砕が必要なものは、それぞれ必要な前処理を行った上、破砕機で破砕します。

破砕後は、振動コンベアや磁力選別機、風力選別機等により、鉄、非鉄、プラスチック等の素材別にストックされまして、スクラップ市場へと出荷されていきます。

破砕残渣等の再資源化が困難である廃棄物は、グループ会社による焼却処理を経て最終処分されます。

今回の計画では、破砕工程の増設、2 ライン化を行いまして、側面・背面に断熱材を使用している冷蔵庫・冷凍庫、これを単独で破砕選別することを目的としています。

破砕工程のみをピックアップした処理フローになります。

青い表記が既存の破砕工程ラインで、赤がこの度新設するラインになります。

今回新設される冷蔵庫、冷凍庫の単独破砕工程では、従来よりもウレタンの除去能力が高い設備を導入いたします。

これによりまして、細かいウレタンくずの付着や混入によるロスが減少しまして、再資源化の率が上がるということになります。

また、既存工程においても、破砕の過程でウレタンの混入がなくなり、再資源化の向上が図られます。

また、破砕工程が 2 ライン化されることによりまして、1 ライン当たりの処理量も減りますので、選別効率もそれぞれに向上いたします。

さらに、新設する縦型破砕機は、従来よりも排風量が大きいものを導入する計画でございますので、ウレタン破砕の過程で発生する可燃性ガスの排出能力がアップしまして、安全性も向上するという計画になっています。

今回の計画は、再資源化率を向上させて環境負荷の軽減を図ること、作業の安全性を高めること、処理作業効率の向上により、残業時間の縮減など従業員の働き方改革を推進すること、そして破砕工程の 2 ライン化によりまして、経営上のリスクを低減するということが、主な目的になってございます。

なお、現在の処理計画は、直近 2 年間の実績によりまして、年間 21 万台、収集量年間 8,500 トンを見込んでおり、委託元の家電メーカーからは今後も同程度の水準が続くという予測が示されています。

今回の計画によりまして、破砕施設の処理能力は二倍弱に増えますが、処理を行う量自体は変わらないということになってございます。

最後に、改めて許可の判断要件及び適用状況について整理いたします。

都市計画との整合性については、用途地域の指定がない地域であり、大館市からも支障ない旨の意見をいただいております。

敷地の周辺状況については、前面道路が幅員 8 メートルで、大型車両の通行に支障はな

く、また敷地100メートルの範囲内に教育文化施設、医療施設、福祉施設はございません。
環境部局との事前協議等の完了につきましては、廃棄物処理法の許可申請を令和4年11月21日に受理しております。

なお、現在の審査状況について関係部局に確認したところ、審査及び関係機関の確認等は終わりまして、事務手続き中ということで、近いうちに許可になる予定であるということを確認しております。

以上から、判断要件について適合するものと判断しております。

議案の説明は以上であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

山口会長

はいありがとうございました。

それではただいまの説明に対しまして、御質問、コメント等ありましたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

谷川原委員お願いします。

谷川原委員

資料の3ページで説明があった件についてです。第3工場のラインで手作業により分解し、有価物を回収するとなっておりますが、この作業員の健康管理とか対策はどうされてるんでしょうか。全く問題ないんでしょうか。

奥山幹事

はい、私も実際に現場に行ってきたんですけども、工具等を使い、一番最初にコンデンサーを取り出すなど、立ち仕事でございましたが、特に空気が悪いとか、そういったところはなかったです。

その日はすごく寒い日でしたが、作業場は暖房が効いていました。また、適度に休憩をとって作業しているようですので、特に劣悪な環境で働いてるということはないと思います。

谷川原委員

そうですか。

あと、全然問題はないんでしょうけれども、21ページの立面図・断面図を見ると、第3工場と保管場の間に、段差が2メートルくらいあるように見受けられます。これっていうのは何か理由があるわけではなくて、敷地の段差からきているんですかね。

奥山幹事

そうですね。ここは配置図を見るとわかるんですけど、若干段差がありまして、法面になっております。

谷川原委員

ただ単純に、狭い敷地に目いっぱい建てたいがためにこういう形になったわけですね。

奥山幹事

そうですね。最初に の受入保管設備棟というところに家電が運び込まれて、そこで冷蔵庫はこっち、冷蔵庫以外はあっちというふうに手分けにより仕分けされます。その後、ここから運んで手で分解するということになります。

山口会長

谷川原委員、よろしいでしょうか。

谷川原委員

ありがとうございます。

山口会長

他に何かありますか。
玉田代理、お願いします。

玉田東北運輸局長代理委員

東北運輸局長代理の秋田運輸支局長玉田と申します。

すいません、基本的なことでは申し訳ないんですけども、今回、県の都市計画審議会で審議ということになっていますが、その前に、地元の自治体である大館市から、産業廃棄物処理施設を作っても大丈夫ですよというような合意や承諾は得ているのでしょうか。

また、いくら用途地域の指定がない地域であっても、ある程度近くには民家もあるのかなと思います。近隣の住民からの承諾等は必要ないのか、あるいは、今回の審議会とは全く関係なくて、そのあたりは地元の自治体でやってくれるという話になるのか、この辺を教えてくださいなと思います。

あともう1点、環境部局というのはどういった部局を示すのか、そこを教えてくださいなと思います。

山口会長

では、3点ありましたけれども、大館市と環境部局、一緒の話だと思いますので、事務局の方でお答え願えますか。

奥山幹事

はい。まず1点目なんですけども、大館市の同意に関しては、この書類が出てくる段階で大館市を経由して、土地利用上の意見を付して、我々の元に届くというフローになってます。

その中で、先ほど申しましたとおり、用途地域の指定はなくて、また大館市が考える土地利用上の齟齬はないという意見が付されています。

この敷地の周辺には、焼却施設とか廃油施設とかがあり、「秋田県北部エコタウン計画」というものに中核施設として位置付けられています。この施設は鉱山関連基盤の資産を活用し、家電のリサイクル事業等を行っているということで、大館市としてもエコタウン計画に基づいているという認識でございますので、土地利用の方に関しては、特に齟齬はないという意見になっております。

また、昔から鉱山の関連施設があった地域ですので、創業し十数年経ちますが、周辺の方々から特に苦情等はいただけていないというふうに聞いております。

最後に、環境部局は大館の北秋田地域振興局大館保健所になります。

山口会長

玉田委員いかがでしょうか。

玉田東北運輸局長代理委員

ありがとうございます。わかりました。

山口会長

先ほど10枚目のスライドで、敷地の位置・周辺の状況について説明していただきましたが、500メートルの円が書いてあり、南東がわずかに民家らしきものにかかっているかと思えます。これは住宅なんですか。

奥山幹事

これについては把握しておりません。

ただ、福祉の方でも敷地の周囲の影響というのは当然審査するんですけども、その際、400メートルぐらいの範囲で影響がないとかそういうことも確認しております。何か影響が認められるようであれば説明会等を開かなければならないようなのですが、今回は説明会等の開催は必要なかったという話でしたので、影響はないと判断されたのだと考えております。

山口会長

400という数字はどこからきているのでしょうか。

奥山幹事

私も500じゃないんですかと聞いたのですが、400ぐらいということでした。

山口会長

ということは明確には決めてないということなのでしょうね。
他にいかがでしょうか。

【特になし】

山口会長

皆さん特段ないようですので、この議案第3号について県の都市計画審議会としてお諮りします。

議案第3号について原案のとおり承認するという事で御異議ございませんか。

【異議なしの声】

山口会長

ありがとうございます。

異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたします。

それでは、これ以降は全て、特定行政庁秋田市の話ですけれども、一つ一つやっていきますか。

清水幹事

はい。

山口会長

はいわかりました。

それでは、引き続き議案の第4号についての説明をお願いいたします。

(5) 議案第4号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について(特定行政庁秋田市長)

清水幹事

事務局から説明申し上げます。

委員の皆様におかれましては「当日資料説明1」と記載されている概要資料の10ページ目を御覧ください。

第4号議案になります。

申請者は株式会社湯沢クリーンセンターで、場所は秋田市飯島です。

廃プラスチックの破碎施設で、従前は小規模の一般廃棄物を取り扱っていましたが、産

業廃棄物についても対象を拡大することから、用途の種類拡大として、今回の申請に至っております。

右ページを御覧ください。三つの観点について要約しております。

一つ目は、都市計画との整合性ですが、用途は都市計画区域の工業専用地域であり、都市計画との整合性が図られております。

二つ目の周辺の状況につきましては、の道路は整備されており、の周辺には文教施設等はありません。

の災害ハザードでございますが、津波のリスクを抱えております。

津波は地震発生から到達まで避難時間が確保でき、会社としても避難計画を定め速やかに災害対応できる対策を講じていることから、問題がないことを確認しております。

三つ目の環境部局の事前協議完了の報告につきましては、第4号議案は秋田市廃棄物対策室への申請がなされ、令和4年9月27日付けで、事前協議完了通知を確認しております。

以上のことから、都市計画上の観点について確認したところ、問題はないと確認しております。

引き続き、秋田市からの個別説明となりますので、説明の準備をいたします。少々お待ちください。

秋田市建築指導課

秋田市建築指導課長の山下と申します。

これから三つの案件を説明させていただきますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは第4号議案、株式会社湯沢クリーンセンターから提出された産業廃棄物処理施設に関する建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく、建築物の敷地の位置の許可の申請について御説明いたします。

議案に添付されている資料としましては、議案第4号、資料1ページから32ページまででございます。

はじめに説明の流れでございますけれども、先ほどの秋田県さんの説明と同様に、付議の理由から申請の位置、申請施設の概要ときまして、都市計画上の判断の目安の流れで御説明申し上げます。

付議理由について御説明いたします。

本申請者は、飯島雑穀町地区の申請敷地内において、平成23年9月に秋田市都市計画審議会の審議を経て、法第51条ただし書きによる許可を取得し、現在、容器包装プラスチックの一般廃棄物処理施設として当施設を稼働しております。

令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことにより、この施設が既に受け入れている一般廃棄物と同じ形状の産業廃棄物を受け入れて処理することが可能となったため、新たに産業廃棄物処理施設の設置許可を取得しようとするものでございます。

破碎する廃棄物の種類は、廃プラスチック類の一般廃棄物と産業廃棄物であり、選別・粉碎したものは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ポリスチレンについては、プランター、擬木などの原材料として搬出され、再利用されるものでございます。

再利用の不適格品につきましては中間処理施設へ搬出されます。

また、再資源化自体が困難な残渣は汚泥として最終処分場に搬出されます。

この施設は、産業廃棄物処理施設であることから、建築基準法第51条の規定により、位置の制限を受ける建築物に該当するものです。

許可が必要となる産業廃棄物処理施設についてまとめた表を御覧ください。

今回の計画では、破碎施設が対象であり、処理する品目のうち、廃プラスチック類が制限の対象です。

現在御覧の表について補足させていただきますが、黄緑色でラインを取っているところは今回の処理能力の21.048トンでございます。「本計画の処理能力(既存施設を含む)」と記載されていますが、今回能力の増強等は一切なく、従前から変更はございません。大変紛らわしく、申し訳ございませんでした。

この規模につきましては、建築基準法施行令で定められた処理能力の5トンを超えるため、位置の制限を受ける処理施設となります。

また、第二行に記載しているとおり、政令で定められた工業専用地域で許可を必要とせず処理できる規模の6トンを上回っているため、建築基準法第51条ただし書きによる許可申請が必要となるものでございます。

廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条では、都市計画で位置が決定しているか、建築基準法第51条ただし書きによる許可を得るか、政令で定める規模と以下とするか、以上の3点いずれかに該当する場合設置が認められます。

当施設は、都市計画で位置決定されたものではなく、また政令で定める緩和の処理能力も超えていることから、建築基準法第51条ただし書きに基づく許可申請がなされたものでございます。

併せて、産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、秋田県であることから、このたび、秋田県都市計画審議会にお諮りするものでございます。

続きまして、申請地の位置について御説明いたします。

スクリーンの左側、赤く表示しているところが申請地でございます。

東側約600メートルには国道7号が通り、北西側約700メートルには県道56号いわゆる大浜通りが通っております。

申請地周辺には主に工場や倉庫などが立地しています。

スクリーンの右側が申請地の航空写真でございます。赤く縁取られた部分が申請敷地です。

次に、申請地周辺の状況についてです。

こちらの赤く縁取られた部分が申請地でございますが、その隣、青線で囲まれた区域につきましては、令和2年度に同様に、建築基準法第51条のただし書きの許可を受けた、世紀東急株式会社のがれき類の破碎施設でございます。

黄色の矢印は次のスクリーンの写真撮影方向を示しております。こちらが先ほどのスクリーンでお示しした部分から撮影した、敷地全体の写真になります。

写真の正面に見える建築物が既存の廃プラスチックの破碎選別施設で、手前から倉庫部分、破碎・選別処理場部分、排水処理施設、製品製造処理施設が併設されております。破碎機は、この破碎・選別処理場の中に設置されております。

続きまして、申請施設概要について御説明します。

処理工程でございますが、廃棄物はまず屋内倉庫の所定の保管場所へ搬入され、保管されます。

保管された廃棄物は、破碎・選別処理場に運ばれ、破袋機により破袋され、金属探知機を通すことにより金属が取り除かれます。

その後、乾式破碎機、湿式破碎機により破碎処理されます。

破碎処理された廃プラスチック類は、比重分離機、遠心分離機、脱水機、クラッシュミキサーにかけられ、再生利用が可能なものはポリエチレン・ポリプロピレン混合の減容品やポリスチレンの塊として、プランター、擬木などの原材料として出荷されます。

再資源化できない残渣は、汚泥として最終処分場へ搬出され、埋立て処分されます。

また、再生利用不適合品につきましては、別の中間処理施設へ搬出処理され、圧縮固化した固形燃料として焼却発電の熱源として利用する他、熔融スラグ・セメント骨材やセメント材として再利用されます。

スクリーンの右側が本施設のイメージですが、水色の部分が現行の建物で、その下の写真は現行の破碎機です。

次に、その敷地の位置が都市計画上支障がないと判断する要件についてですが、都市計画との整合性、敷地の周辺状況の順に御説明します。

はじめに、1の都市計画との整合性についてでございます。

本申請敷地は工業専用地域に指定されております。

この地域はもっぱら工業の利便性を増進するための地域であり、工場は建築可能ですが、住宅、学校、病院、ホテル、店舗などは建築することができない地域です。

続いて、2の敷地の周辺状況でございますが、国道7号や県道にも近く、近隣に工場や倉庫がありますとおり、輸送の利便性が高い地区です。

前面道路は秋田市道で、幅員が15メートルあり、県道56号大浜通りから国道7号にも接続していることから、大型車両の通行にも支障がなく、渋滞の原因にはならないものと考えます。

なお、敷地南東側は、幅員12メートルの秋田市道に接しておりますが、高低差があるため、出入りはできません。

災害については、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域など、いわゆる災害レッドゾーンには位置しておりません。

また、敷地の周囲100メートルの範囲には、教育文化施設、医療施設及び福祉施設が立地していないことを確認しております。

まとめといたしまして、都市計画との整合がとれており、また、周辺環境に与える影響は少ないものと考えます。

また、当審議会前に、申請者は秋田市の環境部局との事前協議を完了していることを確認しております。

以上より総合的に勘案いたしまして、許可相当であると判断し、当審議会にお諮りするものでございます。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

山口会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして御意見もしくはコメント等ありましたらお願いいたします。木元委員お願いします。

木元委員

敷地の南東部分に幅員12メートルの市道が通っているが、高低差があるためそこには接続できないというような御説明があったんですが、敷地と市道のどちらがどれだけ高いのですか。

秋田市建築指導課

敷地の方が市道よりも2メートル高くなっておりまして、スロープなどをつけても出入りなどは現実的でないようでございます。

木元委員

はい、わかりました。どうもありがとうございました。

山口会長

他にいかがでしょうか。

私からは、この説明資料3のスライドの7枚目のところ、申請地の位置というところで、赤枠が今回の申請地で、左上に社会福祉法人友愛の園本部って書いてありますが、これは、いわゆるオフィスということで、福祉施設には該当しないという扱いなんですか。

秋田市建築指導課

おっしゃるとおりです。こちらは福祉団体の入所者の方が働きに来る場所として、生活する場所ではございません。工場と同じ、作業所という扱いでございます。

山口会長

そうですね。それともう1点、この案件は、いわゆる一般廃棄物だけ扱っていたのを産廃も扱うようにするので、新たな建屋の新築等はなく、かつ、機械の搬入もなく、ただ扱

う廃棄物の種類が拡大したので申請が必要になったという理解でよろしいですか。

秋田市建築指導課

御指摘のとおりでございます。建築行為もございませんし、能力の増強等もなく、種類を増やすだけでございます。

山口会長

ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。

【特になし】

山口会長

それでは説明いただきました議案第4号についてお諮りします。
議案第4号について原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

【異議なしの声】

山口会長

はい。議案第4号について御異議ないものと認め、原案のとおり本審議会で承認することに決定いたします。

引き続き、議案第5号について説明をお願いします。

(6) 議案第5号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について(特定行政庁秋田市長)

清水幹事

続きまして、議案第5号、特定行政庁秋田市長からの付議について御説明申し上げます。

「当日資料説明1」と記載されている概要資料の12ページ目を御覧ください。

申請者は株式会社ナガタで、場所は秋田市河辺大張野となっております。

木材チップ加工場の新築となっております。

右側のページを御覧ください。三つの観点について要約しております。

一つ目の都市計画との整合性ですが、こちらは都市計画区域の市街化調整区域であります。

秋田市において宅地開発に関する条例を定めており、市長が認める道路沿線については一定の開発を認めております。申請地がこの区域に該当していること、また、将来的にも種類地となる見込みがないことから都市計画との整合性は図られていると確認しております。

二つ目の周辺状況としましては、の道路は整備されており、の災害リスクは、右上の図のとおり確認はされず、については、敷地の周辺に特別養護老人ホームが近接しているものの、100メートル以上の距離が確保されていることから、問題がないことを確認しております。

三つ目の環境部局への事前協議完了の報告につきましては、議案第5号は、秋田市廃棄物対策室への申請がされ、令和5年10月24日付で事前協議完了通知を確認しております。

以上のことから、都市計画上の観点について確認したところ、問題はございません。

引き続き、秋田市からの個別説明をいたしますので、少々お待ちください。

秋田市建築指導課

それでは引き続き秋田市から御説明申し上げます。

第5号議案、株式会社ナガタから提出された、産業廃棄物処理施設に関する建築基準法

第51条ただし書きの規定に基づく建築物の敷地の位置の許可の申請について御説明します。

議案に添付されている資料としましては、議案第5号1ページから22ページまででございます。

審議の流れにつきましては先ほどと同様でございます。

付議理由につきましては御説明します。

本申請者は秋田市に本店及び事業所を置き、産業廃棄物収集運搬業務に加え、解体工事業を行っております。

その解体工事現場等で発生する木くずを木材チップとして、主にバイオマスエネルギーに利用するため、当該敷地に中間施設として破砕施設を新設する計画でございます。

破砕して木材チップとなった製品は、主に、バイオマス発電所等に売却されます。

この施設は、建築基準法施行令で定める産業廃棄物処理施設であることから、建築基準法第51条の規定により位置の制限を受ける建築物に該当するものです。

許可が必要となる産業廃棄物についてまとめた表を御覧ください。

この表のとおり、本計画で新設される施設の一日当たりの処理能力が9.06トンですので、一行目に記載している、建築基準法施行令で定められた処理能力である5トンを超えるため、位置の制限を受ける処理施設となります。

そのため、ただし書きによる許可申請が必要となります。

前議と同様に、本件処理施設は、都市計画で位置決定されたものではありません。また、市街化調整区域に位置するため、政令で定められた、工業専用地域で許可不要の要件には該当しません。以上から、建築基準法51条ただし書きに基づく許可申請がなされたものです。

併せて、産業廃棄物に関する都市計画を定めるものは秋田県であることから、このたび、秋田県都市計画審議会にお諮りするものでございます。

続きまして、申請地の位置について御説明します。

スクリーン左側、赤く表示しているところが申請地です。

南側約500メートルには国道13号が位置し、ここで製造される木材チップ等の搬出予定地の大仙市へアクセスしやすい立地となっております。

また、西側には岩見川がございます。

スクリーン右側は申請地の航空写真でございます。

赤く縁取られたとられた部分が申請敷地です。

スクリーンの右側の黄色い矢印は写真の撮影方向を示しております。

左上の写真は敷地の北側から見た写真です。

左側の写真は敷地の南側から見た写真です。

現在樹木がございますが、必要最低限の伐採を行い、造成する予定でございます。

続きまして、申請敷地の概要について御説明します。

処理工程についてですが、廃棄物は木くずのサイズごとに分別した後、破砕処理され、木材チップとなります。

木材チップはバイオマス発電事業を行っている会社へ売却後、当社のボイラーを導入している大仙市の温泉施設等へ供給されます。

木くずに混入した鉄くず等はスクラップ品として売却します。

スクリーン右上はこの度新築する本施設のイメージですが、水色の部分がチップ保管兼事務所棟で、黄色の部分が木材チップ加工工場棟です。

また右下の写真は、施設に新設する破砕機です。

続いて、その敷地の位置が都市計画上支障ないと判断する理由ですが、都市計画との整合性に、敷地の周辺状況の順に御説明します。

はじめに、1の都市計画との整合性についてでございます。

申請敷地は市街化調整区域に指定されております。

そのため、用途地域による建築用途の制限がない一方で、市街化を抑制する区域となっており、農家住宅など、都市計画法に基づき開発許可の適用除外とされるものを除いては、

都市計画法第43条に基づく許可を受けた場合に限り建築することができます。

本計画は、市街化を促進する恐れがないと認められ、かつ、市街化区域において行うことが困難または著しく不相当と認められる建築物の新築であることから、都市計画法施行令に規定される許可の基準に合致し、同法第43条の許可を取得できる見込みと聞いております。

続いて2の敷地の周辺状況でございますが、国道13号が近くに位置し、輸送の利便性が高い地区です。

前面道路は秋田市道で、幅員が7.4メートルあり、この道路が国道13号に接続していることから、大型車両の通行にも支障がないため、渋滞の要因にはならないものと考えております。

災害については、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域などのいわゆる災害レッドゾーンは指定されておられません。

また、敷地周囲100メートルの範囲には、教育文化施設、医療施設及び福祉施設が立地してないことを確認してございます。

まとめといたしまして、都市計画との整合性が取れており、また、周辺環境に与える影響は少ないものと考えられます。

また、当審議会前に、申請者は、秋田市の環境部局との事前協議を終了していることを確認しております。

以上より、総合的に勘案いたしまして、許可相当であると判断し、当審議会にお諮りするものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

山口会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問やコメント等ありましたらお願いいたします。玉田委員お願いします。

玉田東北運輸局長代理委員

すいません、聞き漏らしたのかもしれませんが、スライドの10枚目、都市計画の整合性という地図の真ん中斜めに3・3・75 神内和田線とあります。こちらは新しい国道の計画ということでよろしいのでしょうか。

もしこれが新しい国道で、バイパス的な構造だとすれば、今回のアクセス道路に支障がないのか、そこをお聞かせ願えればと思います。

秋田市建築指導課

私も詳しく御説明できなく申し訳ないのですが、新しく計画している道路として計画図に載っているものだと考えております。

こちらに支障がないのかの審査についても、第43条の許可の審査と併せて都市計画課で行うことになると考えております。

玉田東北運輸局長代理委員

はい、わかりました。

山口会長

はい、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

私から2点あります。

まず1点目はスライドの11枚目についてでして、敷地境界から100メートルの範囲内に教育文化施設、医療施設、福祉施設がないことというのが一般的にチェックする内容になっていて、住宅はこの対象には入っておりません。今回、100メートルの範囲内に住宅が

あるようですが、居住者の方は、この案件のことを知っているのでしょうか。

秋田市建築指導課

御指摘のとおり100メートルの範囲内に住宅がございまして、14戸ございます。100メートルからは少し離れますが、やはり近くに合わせて16の住宅がございまして、これにつきましては、事業者の方から住宅の方に説明していると聞いております。

山口会長

そうですか。特段、意見はなかったということですね。

秋田市建築指導課

おっしゃるとおりです。説明会という形式ではなく、訪問で説明したそうでございますけれども、意見の方はなかったと聞いております。

また、併せまして、北西150メートルくらいのところに特別養護老人ホームもございまして、こちらの方にも御説明して特段意見はなかったと聞いております。

山口会長

そうですか、それで安心しました。

もう1点は、当日説明資料1の13ページ目の都市計画との整合性の部分についてで、市街化調整区域であるが、秋田市宅地開発に関する条例に適合していると説明されています。要するに、市長が開発の許可権者であるから、市がこの条例を作っていて、これに抵触していないという理解でよろしいですか。

秋田市建築指導課

おっしゃるとおりです。なお、本件は開発許可そのものを受けようとする案件ではなく、都市計画法第43条に基づき建築等の許可を受けようとする案件になっております。

この場所についてですが、元々昭和57年に、住宅分譲地として開発許可を受けておりましたが、事業者都合で長年未施行となっていた土地でございました。

許可当時は、旧河辺町が秋田市と合併する前で、都市計画区域も非線引きの河辺都市計画区域でしたので、当該地はいわゆる白地地域でございましたが、合併等を経て、現在は市街化調整区域となっております。

その後、数年前に株式会社ナガタが取得しましたが、現在は市街化調整区域なので、従前の開発許可を廃止した上で、都市計画法第43条の許可を得て、処理施設を開設しようとするものでございます。

その際は、ただ今会長からお話がありました、秋田市宅地開発に関する条例が審査基準となりますが、本件はこの要件に合致するものであることから、許可される見込となっております。

山口会長

なるほど。よく調べておいていただいてありがとうございました。

他にいかがですか。

【特になし】

ないようですので、議案第5号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

【異議なしの声】

ないようですので、原案のとおり承認することを本審議会として決定します。

次は第6号議案ですね、これが本会議の最後の議案ですが説明をお願いします。

(7) 議案第6号 建築基準法第51条ただし書の規定に基づく建築物の敷地の位置の許可について(特定行政庁秋田市長)

清水幹事

皆様お疲れのところ申し訳ございません。本日最後の議案について説明させていただきます。

再び先ほどの概要資料の14ページを御覧なただけいただけますでしょうか。

第6号議案につきましては、申請者は有限会社清水産業であります。

場所は秋田市向浜となっております。

産業廃棄物中間処理施設を増築するもので、敷地内に新たに作業所として、廃プラスチックの破碎施設を1棟増築するものとなっております。

右のページを御覧ください。

三つの観点について説明申し上げます。

一つ目の都市計画との整合性ですが、用途は都市計画区域の工業専用地域であることから、都市計画との整合性は図られております。

二つ目の周辺状況についてですが、の道路は整備されており、については、敷地の周辺に文教施設等はありません。

の津波の災害リスクでございますが、議案第4号と同様に、津波に対する避難計画を定め、速やかに災害対応できる対策を講じていることから、問題がないことを確認しております。

三つ目の環境部局の事前協議完了報告につきましては、第6号議案は、秋田市廃棄物対策室への申請がされ、令和4年11月20日付で事前協議完了通知を確認しております。

以上のことから、都市計画上の観点について確認したところ、問題がないことを確認しております。

引き続き、秋田市からの個別説明をお願いします。

秋田市建築指導課

秋田市建築指導課でございます。

第6号議案、有限会社清水産業から提出された産業廃棄物処理施設に関する建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築物の敷地の位置の許可の申請について御説明します。

議案に添付の資料は、資料6の1ページから24ページまででございます。

御説明の流れにつきましては、今までと同様でございます。

付議理由について御説明します。

本申請者は本計画地である向浜地区内において、平成22年度に、RPFと呼ばれます、主に廃プラスチック類の廃棄物を主原料とした、化石燃料の代替となりうる固形燃料の製造施設を設置し、産業廃棄物の中間処理を行っております。

ただし、この施設は、建築基準法第51条の許可が必要な規模以下の施設でございました。

本計画は、廃プラスチック類の輸出入規制や海洋プラスチック問題等による国内での再資源化需要の増加に対応するため、既存施設と同敷地に中間処理施設として破碎施設を増設する計画です。

破碎する廃棄物の種類は、廃プラスチック類、木くず、紙くずのほか、7種類の産業廃棄物であり、選別破碎したものはRPF原材料、ボイラー燃料として再利用するほか、再資源化の困難なものについては、最終処分場へ搬出されます。

この施設は、建築基準法施行令で定める産業廃棄物処理施設であることから、建築基準法第51条の規定により、位置の制限を受ける建築物に該当するものです。

許可が必要となる産業廃棄物の種類についてまとめた表を御覧ください。

今回の計画では、破碎施設が対象であり、処理する全7品のうち、廃プラスチック類、

木くず及びがれき類が制限の対象でございます。

この表のとおり、本計画で新設される施設の一日当たりの処理能力が、一行目に記載している、建築基準法施行令で定められた処理能力5トンを超えるため、位置の制限を受ける処理施設となります。

また、二行目に記載している、同施行令で定められた、工業専用地域で許可を必要とせず処理できる規模についても、それぞれ許可不要の処理能力である6トン、100トン、100トンを上回っているため、建築基準法第51条のただし書きによる許可申請が必要となります。

前2号と同様に、本件処理施設は、都市計画決定されたものではなく、また政令で定める処理能力の規模も超えていることから、建築基準法第51条ただし書きに基づく許可申請がなされたものです。

併せて、産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定めるものは秋田県であることから、このたび、秋田県都市計画審議会にお諮りするものです。

続きまして、敷地の位置について御説明します。

スクリーン左側、赤く表示しているところが申請地でございます。

東側約1.5キロには国道7号が通り、南側約500メートルには主要地方道 寺内新屋雄和線が通っております。

また右側には秋田運河がございます。

スクリーン右側は申請地の航空写真でございます。

赤く縁取られた部分が、申請敷地です。

こちらの青く縁取られた部分が、これまで向浜地区におきまして、建築基準法第51条の許可を受けた施設の位置を示してございます。

赤線で囲まれたのが今回の申請地でございますけれども、こちらには、令和4年3月に本都市計画審議会にて御審議いただきました、ユナイテッド計画の破碎施設などの施設が隣接してございます。

黄色の矢印は次のスクリーンの写真撮影方向を示しております。

こちらが先ほどのスクリーンで示した部分から撮影した申請敷地の全景でございます。

写真の正面に見える部分が既存のRPF製造施設で、赤い点線の部分に、新たに増設する破碎機が作動する建屋が増築される予定となっております。

続きまして、申請施設の概要について御説明します。

処理工程についてですが、廃棄物は手作業や重機による仕分け後に、建屋内または屋外の保管エリアで保管されます。

保管された廃棄物は処理別に破碎処理され、コンベアによって所定の保管場所に運ばれます。

再生利用が可能なものは、自社のRPF工場にて原料として使われるほか、協力事業者へ搬出されます。

再資源化のできないものは、最終処分場へ搬出されます。

スクリーン右側が、本施設のイメージですが、水色の部分が既存建築物、黄色の部分が増築される建築物となります。

下の写真は、施設内に新設する破碎機でございます。

次に、その土地の敷地の位置が都市計画上支障がないと判断する要件についてですが、都市計画との整合性、敷地の周辺状況の順に御説明します。

はじめに1の都市計画との整合性についてでございます。

本敷地は工業専用地域に指定されております。

この地域は、もっぱら工業の利便性を増進するために定める地域であり、工場は建築可能ですが、住宅、学校、病院、ホテル、店舗などは、建築することができない地域です。

なお、申請地は第三種風致地区に指定されておりますが、本市の都市計画課にて許可の申請が提出されており、11月16日付で許可を受けております。

また、臨港地区に指定されており、秋田港湾事務所に届出を行う旨の協議がなされております。

続いて2の敷地の周辺状況でございますが、国道7号、主要地方道が位置し、輸送の利便性が高い地区です。

前面道路が秋田市道で幅員が15メートルあり、主要地方道 寺内新屋雄和線を経由して国道7号に接続することから、大型車両の通行にも支障がないため、渋滞の原因にはならないものと考えております。

災害につきましては、災害危険区域、土砂災害特別警戒区域などの、いわゆる災害レッドゾーンには指定されておられません。

また、敷地の周囲100メートルの範囲内には、教育文化施設、医療施設、福祉施設が立地していないことを確認しております。

まとめといたしまして、都市計画との整合性が取れており、また、周辺環境に与える影響は少ないものと考えます。

また、当審議会前に、申請者は秋田市の環境部局との事前協議が終了していることを確認しております。

以上より、総合的に勘案いたしまして、許可相当であると判断し、当審議会にお諮りするものです。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

山口会長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、何か御質問やコメント等ありましたらお願ひいたします。谷川原委員お願ひします。

谷川原委員

単語の意味について説明をお願いします。議案第6号の4ページで、上から全部の項目に定置式と移動式の2種類書かれてるんですけども、これはそれぞれどのようにして使うものなのでしょうか。

秋田市建築指導課

移動式の方は文字どおり移動することができるそうでして、普段はここの建屋内において作業するんですけども、必要に応じて外に移動して、そこで破碎作業もできる、そういった機械であると聞いております。

谷川原委員

破碎作業場所を建屋内にするか外にするかは、破碎するものによって決めるんですか。

秋田市建築指導課

事業者の方からは、通常は向浜の工場内で作業するんですけども、災害などが起こって、ニーズがあったようなときには、外に移動させて作業することも考えているというふうに聞いております。

谷川原委員

災害の時に。

秋田市建築指導課

事業者からは、想定されるのは災害等があった時というふうに聞いております。

山口会長

よろしいですか。

谷川原委員

はい。

山口会長

移動式っていうのは、このスライドの9枚目の破砕機のことですか。

秋田市建築指導課

そのとおりでございます。

山口会長

キャタピラーがついてるから、これはたぶん建物に定着しないものですよ。

秋田市建築指導課

はい。

山口会長

それでも、施設自体は一定の能力を超えるので、許可が必要だと、こういう整理をされるわけですよ。

秋田市建築指導課

はい、おっしゃるとおりです。建屋の建築もございまして、該当施設だと考えております。

山口会長

なるほど。ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。
木元委員お願いします。

木元委員

7枚目の申請地の位置というスライドで、周辺に同じような処理施設、要するにこれまで当審議会が許可した同様の施設がいくつかが示されています。個々の処理施設としては建築基準法第51条にも合致しているということなのでしょうが、例えば、ある一定の距離の中にまとめて同じ施設があっはいけないというような法の規制はあるのでしょうか。

秋田市建築指導課

ございません。

木元委員

わかりました。ありがとうございます。

山口会長

私もかつてそのことが気になって、要するに、個々としてはいいけれども総量としてどうなんだろうかなっていうふうに思ったんですけども、特段の規定はなくて。

ただ、著しく集積して何らかの影響が出るようであれば、やはり都市計画審議会として何らかの考えを示さないといけないのかなと思ってはいます。

ここは工業専用地域ですが、このような用途での使用が想定されるから工業専用地域に指定されているわけですので、そう考えると認めざるを得ないのかなと、今のところ自分の中では解釈しているところです。

他にいかがでしょうか。

スライドの 6 枚目の申請地の南に、秋田技術専門校職業訓練センターというのがありますけどこれは大丈夫なんですね。

秋田市建築指導課

こちらの方は、制限の対象となる学校には該当しません。制限の対象となるのは学校教育法に基づく学校と考えております。

山口会長

わかりました。

他にいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、今回最後となる議案第 6 号について、原案のとおり承認することで御異議ございませんか。

【異議なしの声】

御異議ないものと認めて、原案のとおり、本審議会で承認することに決定いたします。

以上をもちまして本日の議事の審議は終了となります。

その他事務局からありますか。

清水幹事

他にはございません。

山口会長

それでは、あとは事務局の方でお願いします。

佐藤幹事

委員の皆様方、御審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、第 185 回の審議会を閉じることといたします。